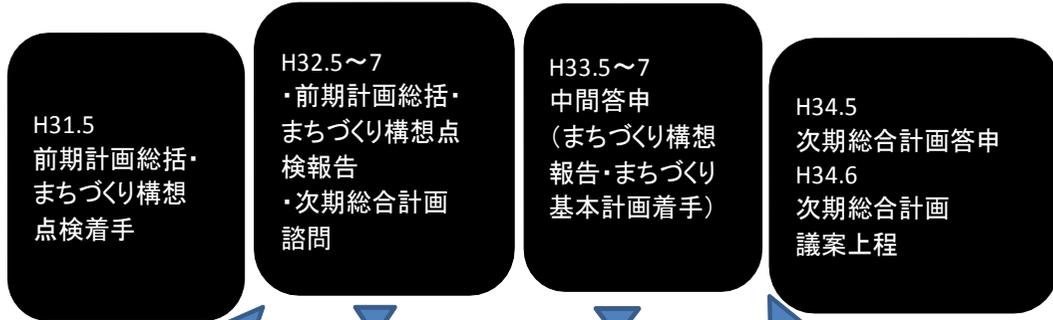


資料編

今後のスケジュール(イメージ)



		後期計画期間						次期計画					
		30年度					31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
		4月	5月	6月	7月下旬	10月	2月~3月						
		答申		議会									
①	総合計画審議会の常設化	→											
②	進捗管理を所掌に追加	→											
③	進捗管理の手法等の検討及び改善	→											
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 随時反映 </div>											
後期計画 進捗管理		試行実施 ~ 本格実施											
施策評価		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">結果公表</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">予算公表</div>									
総合計画審議会		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 総会・専門部会 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門部会 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門部会 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 総会 </div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 意見交換会など、分野別計画との連携試行 </div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 諮問 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 答申 </div>			
参考	委員任期2年	現任期	新任期2年(～H32.7月)					任期 2年(～H34.7月)		任期2年(～H36.7月)			

H29

H30

H31

H32

H33

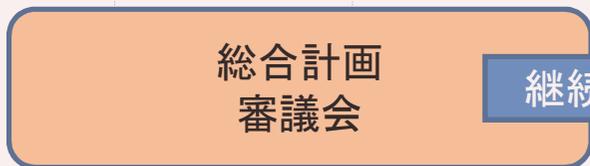
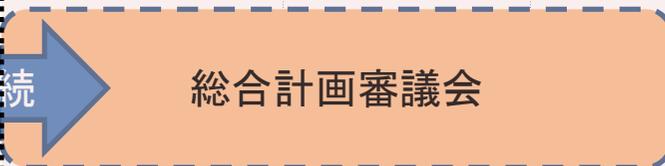
H34

H35

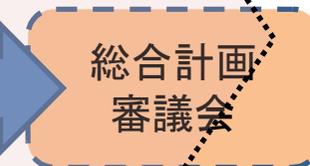
① 総合計画の進捗管理の強化 → 継続設置など



継続



継続



② 部門別計画との連携強化 → 継続して方向性を確認

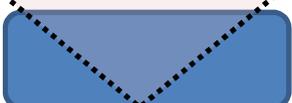
総合
計画



方向性の確認

方向性の確認

分野別
計画



○尼崎市総合計画審議会条例

昭和52年10月6日

条例第42号

改正 平成21年5月21日条例第19号

(設置)

第1条 本市の総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため、尼崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平21条例19・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、総合計画について知識経験を有する者及び市議会議員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(平21条例19・一部改正)

(会長等)

第3条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、部会について準用する。

(平21条例19・追加)

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(平21条例19・旧第6条繰下・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平21条例19・旧第7条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年1月20日規則2号で、昭和53年1月21日から施行)

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成21年5月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。